都教委の教員処分・再発防止研修に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める声明

1 本年3月29日、東京都教育委員会(都教委)は、本年の卒業式における「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏などを理由に、3名の公立学校教員に戒告処分を下した。これにより、2003年10月23日付通達(「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」 いわゆる「10・23通達」)に基づく処分者は、延べ440名という膨大な数となった。

都教委は、10.23通達を発して以来、毎年、卒業式・入学式の「君が代」斉唱時の不起立者等に対して処分を続けてきた。そればかりか、処分者に対する「研修」の強要、定年後の再雇用拒否、再雇用職員・非常勤職員の合格取り消しなど数々の不当な扱いを続けた。その上、本年は、再発防止研修の時期を入学式前の4月5日に早めたうえ、研修期間も延長し、不起立等だった教師に内心の表白を繰り返し迫るなど、今まで以上に教育への支配介入、思想・信条の自由の侵害の度合いを強めている。

2 「日の丸・君が代」については、それらが過去に果たした皇国思想・軍国主義思想の精神的支柱としての役割などから、現在でも国民間の評価が様々に分かれている。そのような「日の丸・君が代」について、壇上への掲揚や起立斉唱など、これに敬意を表し尊重する行為を、行政権力が教育の現場に一方的に強制することは、思想良心の自由(憲法19条)の観点からも、子どもの学習権の保障のための教育の自由(憲法26条)という観点からも、憲法上許されないというべきである。

また、昨年から今年にかけて、日の丸・君が代の強制に関わる問題について最高裁判決が相次いだ。 最高裁判決は、強制そのものについて思想・良心の自由を侵害しないとする不当なものであったが、 異例なほど多数の補足意見や反対意見がついた。そして、その多くは、本年2月9日最高裁第一小法 廷判決の櫻井龍子裁判官や横田尤孝裁判官の補足意見で述べられたような、教育の現場で職務命令違 反と懲戒処分が繰り返されることを懸念するものであった。これらの最高裁裁判官らの意見は、教育 現場において強制がなじまないことを示し、都教委の強硬姿勢に警鐘を鳴らしているものである。

このように、憲法上疑義があり、最高裁判所裁判官からも懸念が表明されているにも関わらず、上述したように、態度を改めるどころかますます強硬に日の丸・君が代を強制する都教委の態度は、全く許されない。

3 私たち自由法曹団及び自由法曹団東京支部は、都教委の処分に強く抗議し、10・23通達等を撤回して「日の丸・君が代」の強制をやめ、理不尽な懲戒処分、合格取消・採用拒否等を直ちに撤回することを求める。また、教職員の思想良心の自由を直接侵害する再発防止研修に強く抗議し、研修の即座の中止を求める。

2012年4月16日

 自
 由
 法
 曹
 団

 団長
 篠原
 義
 仁

 自由法
 曹
 団東京支部

 支部長
 藤本
 齊